

平成16年6月9日公布

道路交通法改正

～ 安全で快適な交通社会を実現するために ～

携帯電話使用運転、暴走行為などの厳罰化

◆ 運転中における携帯電話使用の厳罰化

運転中に、携帯電話等を手で持って通話したり、メールの送信等を行ったりしてはいけません。

【罰金】 5万円以下 【点数】 1点

【反則金】 大型 7,000円 普通・二輪6,000円 原付5,000円

危険を生じさせた場合の罰則、点数、反則金の改正はありません。

平成16年11月1日施行



◆ 集団暴走や騒音運転等の厳罰化

集団暴走行為は、迷惑を被った人や危険にあった人がいない場合でも検挙されます。

急発進、急加速、空ぶかしなどの騒音運転の罰則が新設されたほか、消音器を改造して運転した場合の罰則が引き上げられました。

【罰金】 5万円以下

【反則金】 大型 7,000円 普通・二輪6,000円 原付5,000円

点数の改正はありません。(2点)

平成16年11月1日施行



◆ 飲酒検知拒否の厳罰化

飲酒検知を拒否すれば、「30万円以下の罰金」になります。

平成16年11月1日施行

検知には
応じません。



◆ 放置駐車車両の使用者責任追及

放置駐車車両の運転者が反則金を納付しないなど、運転者の責任を追及することができない場合には、車両の使用者に「放置違反金」を請求します。

車両の使用者には、車両を適正に駐車する場所を確保すること、その他駐車に関しての車両の適正な使用のために必要な措置を講じなければならない義務があります。

平成18年6月1日施行



広島県公安委員会

その他

放置駐車車両の確認や確認標章取付け事務～民間委託可能

◆ 中型免許の新設

自動車の種類として新たに中型自動車(車両総重量5トン以上11トン未満)が設けられました。

中型自動車を運転しようとする者は中型免許を受けなければなりません。

平成19年6月2日施行

◆ 自動二輪車の二人乗り規制の見直し

年齢20歳以上で運転経験が3年以上の人は、高速道路を二人乗りで走行できるようになります。

平成17年4月1日施行

広島県警察本部

お問い合わせ

警察本部交通部交通企画課(082-228-0110), 最寄りの警察署交通課